

## 八女市まちなみ八女産材活用補助金交付要綱

(令和3年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、八女市の文化遺産である伝統的建造物群保存地区の保存活用及び継承のため、地域住民の八女産材への親しみの醸成と地産地消を推進し、八女産材を活用した魅力ある町並み整備を支援することを目的として八女市まちなみ八女産材活用補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的建築物 八女市文化的景観条例（平成22年八女市条例第16号）第23条第1項に規定する伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画に登録する伝統的建造物群を構成している建築物をいう。
- (2) 内装材 伝統的建築物内部の床面、壁面及び天井に内装仕上げとして施工される部材をいう。
- (3) 改修工事 住宅、店舗又は宿泊施設の機能又は性能を維持し、又は向上するため、住宅、店舗又は宿泊施設の一部について、修繕、補修、模様替え、取替え等を行う工事をいう。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、八女産材の内装使用面積1㎡につき3,000円とし、20万円を限度とする（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。）。

(補助対象者及び交付要件)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 内装材のうち、八女産材を10㎡以上使用していること。この場合において、福岡県八女森林組合又は八女木材共販所が発行する八女材証明書の提出が必要であること。
- (2) この要綱による補助金対象となる改修工事箇所（以下単に「改修工事箇所」という。）に関して工事業者と工事請負契約を締結していること。

(3) 改修工事箇所について、年度内に完成確認が可能であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象者から除外するものとする。

(1) 改修工事箇所について、次に掲げる補助金等と重複して受給を受けているとき。

ア 八女市住宅改修事業補助金交付要綱（平成24年3月28日決裁）

イ 八女市空き家改修費等補助金交付要綱（平成24年3月28日決裁）

ウ 八女市新規創業・新事業展開補助金交付要綱（平成27年3月11日決裁）

(2) 市税、国民健康保険税及び税外徴収金を滞納しているとき（生計を一にする同一世帯の者を含む。）。

(3) 八女市暴力団排除条例（平成22年八女市条例第10号）第2条第2号に該当するとき。

(4) 同一世帯の者も含め、過去にこの要綱による補助金の交付を受けているとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八女市まちなみ八女産材活用補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、改修工事箇所の着工前に市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し（工事見積書及び内訳書の写しを含む。）

(2) 住宅位置図（付近見取図）

(3) 改修工事箇所の図面

(4) 改修工事箇所着工前の現場写真

(5) 各階平面図

(6) 内装材施工面積（見付面積）計算書（様式第2号）

(7) 福岡県八女森林組合又は八女木材共販所が発行する八女材証明書

(8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、内容を審査し、その結果を八女市まちなみ八女産材活用補助金交付決定・却下通知書（様式第3号）により申請者に

通知するものとする。

(工事の変更等)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、工事内容を変更し、又は中止しようとするときは、八女市まちなみ八女産材活用補助金変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更決定)

第8条 市長は、前条に規定する変更申請書の提出があったときは、内容を審査し、その結果を八女市まちなみ八女産材活用補助金変更決定・却下通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(工事完了報告等)

第9条 交付決定者は、改修工事箇所完了後1か月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、八女市まちなみ八女産材活用補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書
- (2) 改修工事箇所完了後の現場写真
- (3) その他市長が必要であると認める書類

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、対象となった住宅等の改修工事の状況について、職員に実地調査を行わせることができる。

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条第1項に規定する報告書の提出があったときは、内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、八女市まちなみ八女産材活用補助金確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定により補助金の確定を受けたときは、速やかに八女市まちなみ八女産材活用補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、八女市まちなみ八女産材活用補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (補助金の返還)

第14条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金について適用する。

(八女市住宅改修事業補助金交付要綱の一部改正)

2 八女市住宅改修事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第6条第3号に次のように加える。

コ 八女市まちなみ八女産材活用補助金交付要綱(令和3年3月31日決裁)

(八女市空き家改修費等補助金交付要綱の一部改正)

3 八女市空き家改修費等補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第3条第2号に次のように加える。

カ 八女市まちなみ八女産材活用補助金交付要綱(令和3年3月31日決裁)

様式第1号（第5条関係）

八女市まちなみ八女産材活用補助金交付申請書

年 月 日

八女市長

申請者 住所  
氏名(自署)  
電話

補助金の交付を受けたいので、八女市まちなみ八女産材活用補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。なお、対象となる住宅等に関して必要な課税資料等を閲覧すること、また、八女市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、必要に応じて暴力団との関係の有無について警察に照会することに同意します。

記

		受付番号	
施 工 業 者	住 所	〒	
	名 称		連絡先 (電話)
工 事 内 容 (どこの、何を、ど のようにするのか 具体的に書いてく ださい。)	住宅所有者氏名		
	施工場所住所		
工事予定金額 (見積金額)	_____ 円 (消費税及び地方消費税を除く。)		
予定工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ※終了予定日は最長で申請年度の3月31日まで		
市税等滞納状況 調査の同意書	申請者及び同居する親族等の市税、国民健康保険税及び税外徴収金の滞納状況について、市の担当職員が調査することに同意します。 氏名(自署)		

\*添付書類

- 工事請負契約書の写し (改修工事見積書及び内訳書の写しを含む。)
- 住宅位置図    改修工事箇所の図面    改修工事箇所着工前の現場写真    八女材証明書
- 各階平面図    内装材施工面積 (見付面積) 計算書    その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

内装材施工面積（見付面積）計算書

申請者 氏名  
住所  
電話

施工業者	住所	
	名称	
	連絡先	

部材名称	樹種	規格			数量 (枚)	内装材見付面積 (㎡)	八女材証明 書の有無 (○×)	使用箇所（該当箇所に○）				
		厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)				床	壁	天井	その他	
計												

注) 1 面積は少数点第1位まで記載すること（少数点第2位以下切捨て）。  
2 内装以外（軒裏、外壁等）に使用した部材は除くこと。

様式第3号（第6条関係）

八女市まちなみ八女産材活用補助金交付決定・却下通知書

第 号  
年 月 日

様

八女市長

年 月 日付けで申請のあった八女市まちなみ八女産材活用補助金については、審査の結果、下記のとおり決定・却下したので、八女市まちなみ八女産材活用補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 決定

(1) 交付決定額 円

(2) 交付条件

ア 交付決定者は、年 月 日までに改修工事箇所を完了させなければならない。

イ 交付決定者は、改修工事箇所の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

ウ 交付決定者は、市長が必要と認める場合においては、改修工事箇所の状況に関し、速やかに市長に報告しなければならない。

エ 交付決定者は、改修工事箇所の完了後1か月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに八女市まちなみ八女産材活用補助金実績報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

オ 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(イ) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

カ 補助金交付決定後において、予定工事金額に変更が生じた場合の補助金の額は、変更後の額が予定工事金額を上回った場合は今回の交付決定額とし、変更後の額が予定工事金額を下回った場合は再度算出するものとする。

2 却下

(却下理由)

様式第4号（第7条関係）

八女市まちなみ八女産材活用補助金変更申請書

年 月 日

八女市長

交付決定者 住所  
氏名  
電話

年 月 日付け、第 号で交付決定を受けた八女市まちなみ八女産材活用補助金について、申請内容を次のとおり変更・中止したので八女市まちなみ八女産材活用補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

		受付番号	
施 工 業 者	住 所	〒	
	名 称		連絡先 (電話)
変 更 内 容 (中止の理由)		住宅所有者氏名	
		施工場所住所	
工 事 予 定 金 額 (見積金額)		円 (消費税及び地方消費税を除く。)	
予 定 工 事 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日 ※終了予定日は最長で申請年度の3月31日まで	

※添付書類

- 工事請負契約書の写し（改修工事見積書及び内訳書の写しを含む。）
- 住宅位置図       改修工事箇所の図面       改修工事前の現場写真
- 各階平面図       内装材施工面積（見付面積）計算書
- 八女材証明書       その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第8条関係）

八女市まちなみ八女産材活用補助金変更決定・却下通知書

第 号  
年 月 日

様

八女市長

年 月 日付で変更申請のあった八女市まちなみ八女産材活用補助金については、審査の結果、下記のとおり決定・却下したので、八女市まちなみ八女産材活用補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 変更決定

(1) 変更決定額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 変更条件

ア 変更決定者は、年 月 日までに改修工事箇所を完了させなければならない。

イ 変更決定者は、改修工事箇所の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

ウ 変更決定者は、市長が必要と認める場合においては、改修工事箇所の状況に関し、速やかに市長に報告しなければならない。

エ 変更決定者は、改修工事箇所の完了後1か月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに八女市まちなみ八女産材活用補助金実績報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

オ 市長は、変更決定者が次のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(イ) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

カ 補助金変更決定後において、予定工事金額に変更が生じた場合の補助金の額は、変更後の額が予定工事金額を上回った場合は今回の変更決定額とし、変更後の額が予定工事金額を下回った場合は再度算出するものとする。

2 却下

(却下理由)

様式第6号（第9条関係）

八女市まちなみ八女産材活用補助金実績報告書

年 月 日

八女市長

交付決定者 住所  
氏名  
電話

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた八女市まちなみ八女産材活用補助金について、対象改修工事が完了したので、八女市まちなみ八女産材活用補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

施 工 業 者	住 所	〒		
	名 称		連絡先 (電話)	
施 工 場 所 住 所				
工 事 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日		
実 際 の 工 事 金 額		円 (消費税及び地方消費税を除く。)		
当 初 の 補 助 金 交 付 決 定 額		円		

\*添付書類

領収書（原本） 改修工事箇所完了後の現場写真 その他市長が必要であると認める書類

\*市使用欄

補 助 金 の 確 定 額	<input type="checkbox"/> 変更なし
	<input type="checkbox"/> 当初の工事金額を下回った(変更交付決定)
	変更交付決定額 円

様式第7号(第10条関係)

八女市まちなみ八女産材活用補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

八女市長

年 月 日付けで実績報告のありました八女市まちなみ八女産材活用補助金について、審査の結果、下記のとおり確定しましたので、八女市まちなみ八女産材活用補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

八女市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

八女市まちなみ八女産材活用補助金請求書

八女市まちなみ八女産材活用補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の支給を請求します。

記

1 請求する補助金額 円

2 振込先口座

金融機関	銀行・信用組合 金庫・農業協同組合	本店・支店 本所・支所
預金種目	1 普通      2 当座      3 その他（      ）	
口座番号	No.	
ふりがな		
口座名義人		

(注) 口座名義人は、申請者と同一であること。

様式第9号（第13条関係）

八女市まちなみ八女産材活用補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

八女市長

年 月 日付け 第 号で交付決定をした八女市まちなみ八女産材活用補助金について、下記により交付決定を取り消しましたので、八女市まちなみ八女産材活用補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1 取消理由

- 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたため
- 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したため

2 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日 年 月 日 第 号  
交付決定金額 金 円